

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請書の構成等に係る面談」

2. 日時：令和2年4月6日(月) 16時10分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官

日本原燃(株)

越智 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他7名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、再処理事業変更許可申請書(以下「申請書」という。)の構成等に関して、重大事故等対処設備の共通的な設計方針に係る記載について行政相談の申し出があり、再処理施設に関する事業変更許可申請の一部補正(※)及び当日提出資料に基づき面談を実施した。

(2) 原子力規制庁から、個別の条文への記載内容の展開も踏まえ、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備の共通的な設計方針について、記載の考え方を整理する必要がある旨を伝えた。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「六ヶ所再処理施設 再処理事業変更許可申請書の構成について(案)」

参考

※ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年3月13日）

「日本原燃（株）から六ヶ所再処理施設に関する事業変更許可申請の一部補正等を受理」

[http://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/a80000009.html](http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/a80000009.html)